

**大垣市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者
令和8年度募集要項**

1 趣 旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が新たに創設され、令和8年度より全国の自治体で実施することとされている。

本募集要項は、実施事業者を公募するにあたり必要な事項を定めるものである。

2 募集概要

(1) 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する。

(2) 事業開始日

令和8年4月1日

※本要項は、令和8年4月1日に事業開始する実施事業者を対象としているため、令和8年4月2日以降での事業開始を検討する場合は、担当部署に別途相談すること。

(3) 事業実施施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等

3 応募要件

次の要件全てを満たす事業者とする。

(1) 応募時点において、大垣市内で保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等を運営するもの。

※応募時点で運営する施設は無いが、施設新設を検討する場合は、担当部署に別途相談すること。

(2) 役員、理事又は営業所等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (3) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (4) 財務内容が不適切ではなく、その他事業を適正に履行する見込みがあること。
- (5) 設備、職員等について「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」を満たすこと。

4 事業内容

(1) 対象となる子ども

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満の子ども（利用日時点を基準とする。）

(2) 実施方法

本事業の実施方法は、次のとおりとする。

- ① 一般型（在園児合同）：専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法
- ② 一般型（専用室独立実施）：専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ③ 余裕活用型：定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法

※ただし、余裕活用型での事業実施は、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所のみ可能とする。

(3) 利用方法

- ・ 「こども一人あたり月10時間」の利用を限度とし、時間単位で実施するもの。
- ・ 利用にあたっては「定期利用」もしくは「柔軟利用」を設定し、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れをすること。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると本市が判断した場合には、この限りではない。

定期利用：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

柔軟利用：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

- ・ 国が基盤整備するシステム（総合支援システム）により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行う。

(4) 事業実施時間等

事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めることとする。

(5) 利用料金

※令和7年度時点での国基準であり、令和8年度単価は公定価格により決定予定のため、国から詳細が示され次第、別途通知する。

- ・ 「一人1時間あたり300円」を基本とし、事業者が利用料金を定め、施設で徴収する。
- ・ 生活保護世帯、非課税世帯等は次のとおり利用料の減免を行う。

項 目	金 額
生活保護受給世帯	1時間 300円
市町村民税非課税世帯	1時間 240円
市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	1時間 210円
要支援・要保護家庭	1時間 150円

- ・ 利用料金に加えて、食事の提供に要する費用等の実費徴収額については、保護者同意の上、事業者が定め、施設で徴収する。

(6) 指導計画

集団における児童の育ちに着眼した指導計画を作成し、日々の保育の状況を記録すること。

(7) 障がい児、医療的ケア児、配慮が必要な児童受け入れ

受け入れにあたっては、保護者が当該事業を円滑に利用できるような受け入れ体制の整備に努めること。配慮が必要であると確認した児童については、本市に報告するとともに、関係機関との連携に努めること。

※ 本項目の実施については、加算適用のため、事前に協議すること。

(8) 運営上の基準

11月に内閣府令として公布予定の「特定乳児等通園支援事業に関する基準」を満たす運営を行うこと。

5 単価及び加算

※令和7年度時点での国基準であり、令和8年度単価は公定価格により決定予定のため、国から詳細が示され次第、別途通知する。

【単価分】

年度当初の年齢	単 価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

【加算分】

対 象	加算額
障がい児	400円
要支援家庭の子ども	400円
医療的ケア児	2,400円

6 担当部署

担当部署	大垣市こども未来部保育課（庁舎1階）
郵便番号	503-8601
住 所	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
電 話	0584-47-7096

F A X	0584-82-2912
メールアドレス	hoiku@city.ogaki.lg.jp

7 申込手続

次のとおり事前協議書等を提出する。

- (1) 受付期間 令和7年11月4日(火)から令和7年11月28日(金)まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送により提出
※併せて担当部署メールアドレス宛にデータを提出すること
- (3) 提出先(担当部署) 大垣市こども未来部保育課
- (4) 提出書類
 - ① 事前協議書【第1号様式】
 - ② 事業計画書(乳児等通園支援事業 一般型用)または事業計画書(乳児等通園支援事業 余裕活用型用)
 - ③ 施設平面図【任意様式】
 - ④ 役員等氏名一覧表(兼誓約書)
 - ⑤ 事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
 - ⑥ 事業を行う者が法人である場合、法人格を有することを証する書類
 - ⑦ 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
- (5) その他
 - ① 質疑等は、質問受付期間(令和7年11月4日(火)から令和7年11月12日(水)まで)に、質問票を担当部署メールアドレス宛に送付すること。
なお、質問に対する回答は、令和7年11月17日(月)までに本市ホームページに掲載予定。
 - ② 事前協議書等の提出後に辞退する場合は、認可申請書の提出期限までに、辞退届を「6 担当部署」メールアドレス宛に送付すること。

8 実施スケジュール

内 容	日 程
募集要項公表	令和7年10月28日(火)
事前協議書等の受付期間	令和7年11月4日(火)から 令和7年11月28日(水)まで
質問受付期間	令和7年11月4日(火)から 令和7年11月12日(水)まで
質問に対する回答期限(ホームページ掲載)	令和7年11月17日(月)

事前協議結果通知書の送付期限	令和7年12月15日(月)
認可申請書の提出期限	令和7年12月26日(金)まで
大垣市子ども・子育て未来会議での意見聴取	令和8年1月中旬
認可及び不認可決定通知	令和8年1月下旬
事前面談・予約受付開始	令和8年3月上旬
事業開始	令和8年4月1日(水)

※ このスケジュールは変更となる場合がある。

9 審査基準

児童福祉法第34条の15に基づき、本事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、本事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、「大垣市子ども・子育て未来会議」において意見聴取し、決定するもの。

10 留意事項

- (1) 提出された書類は、公表等に必要な場合、無償で利用できるものとする。また、情報公開請求により開示する場合がある。なお、申込者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とならない。
- (2) 本事業実施予定の施設において、現地確認を実施することがある。
- (3) 協議結果通知後、「7 申込手続」で示した書類のほか、設置認可のために次の書類について提出が必要となる。
 - ① 認可申請書
 - ② 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - ③ 事業の運営についての重要事項に関する規程
 - ④ 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
 - ⑤ 収支予算書
- (4) 本事業の実施にあたっては、この募集要項で定めるもののほか、関係法令を遵守し、こども家庭庁の「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年10月27日時点での最新版は令和7年3月版）に沿って行うこと。
- (5) 実施事業者確定後であっても、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消すことがある。